

長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、耐震改修に要する費用の所有者負担を軽減することで、耐震化を加速することを目的に、市町村の補助を受けて耐震改修を行う住宅所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、下記以外の用語は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2の規定に準ずる。

- (1) 住宅 補助金交付要綱第2(1)及び(2)に規定する住宅のうち長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅をいう。
- (2) 耐震改修に要する費用 補助金交付要綱第2(8)に規定する耐震改修工事に要する費用。補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業(1)に該当する場合は、耐震設計費等を加算することができる。
- (3) 既存住宅耐震改修補助事業 補助金交付要綱別表における既存住宅耐震改修等補助事業のうち(1)及び(2)に該当するもの
- (4) 市町村の交付決定 既存住宅耐震改修補助事業に係る補助金の交付決定を受けて市町村が住宅所有者等に対し交付決定をすること。
- (5) 市町村の額の確定 市町村の交付決定を受けた事業が完了し、市町村が額の確定をすること。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 既存住宅耐震改修補助事業について市町村の交付決定を受けた者
- (2) 対象住宅における耐震改修後の総合評点が1.0以上となる者

(補助金の額)

第4 補助金の額は、耐震改修に要する費用のうち、市町村の交付決定額を除いた額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）。ただし、上限を50万円とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、第3第1項第1号に規定する市町村による交付決定通知の写しとする。

3 交付申請書の提出は、市町村の交付決定を受けた後速やかに行うこととする。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付の申請があったときは、書類審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

(補助金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに事業が完了せず市町村の額の確定を受けることができないことが明らかになったとき、又は耐震改修工事の結果、第3第1項第2号に掲げる対象者でなくなったときは速やかに知事に取下げの申出をすること。

(2) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

(3) 交付決定を受けた額に変更が生じるときは、速やかに変更承認申請を行うこと。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(取下げの申出)

第8 第7第1項第1号の規定による取下げの申出は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金取下申出書(様式第2号)により行うものとする。

(変更承認申請書)

第9 第7第1項第3号の規定による承認の申請は長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金変更承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、市町村の額の確定通知の写しとする。

3 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、建築主が市町村からの額の確定を受けたときとする。

4 第1項の規定による実績報告書の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(額の確定)

第11 知事は、実績報告があったときは、書類審査により、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付請求)

第 12 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金の額の確定後、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付請求書(様式第 5 号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第 13 知事は、補助対象者が規則第 15 条第 1 項の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は第 1 項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(書類の提出)

第 14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、ながの電子申請サービス又は郵送等によることとする。郵送等の場合の提出部数は正副 2 部とする。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第 1 施行期日

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日の補助金から適用する。